

特例浄化槽工事業者届出のしおり

申請書等の窓口受付（郵送又はWEB提出も可能です）

1 受付（来庁または郵送）

来庁日時（予約不要）

月曜日、水曜日及び木曜日

午前 10:00～11:30

午後 1:00～3:00

2 場所

群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室（群馬県庁 2 1 階南）

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

電話番号 027-226-3520（直通）

群馬県県土整備部建設企画課

（令和7年3月）

1 特例浄化槽工事業者届出について

土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者が、浄化槽工事業を開始したときは、特例浄化槽工事業者届出書（様式第11号）を浄化槽工事業を営もうとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければなりません（浄化槽法（以下）「法」という）第33条第3項、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（以下「令」という）第11条）。

(1) 届出をする行政庁

前述の届出を行うべき都道府県知事とは、「浄化槽工事業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事」です。したがって、営業所の有無とはかかわりなく、実際に浄化槽工事を行おうとする都道府県知事に届出を行う必要があります。

（例）群馬県内にのみ営業所を設けている場合

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ・工事現場が群馬県 | 群馬県知事に届出が必要です |
| ・工事現場が栃木県 | 栃木県知事に届出が必要です |
| ・工事現場が群馬県及び栃木県 | 群馬県知事及び栃木県知事の両方に届出が必要です |

(2) 届出の有効期間について

特例浄化槽工事業者については、登録の場合と異なり、有効期間はありません。

ただし、建設業の許可は5年ごとに更新を要するので、この更新を受けて許可番号が変更となったときは、このことについて変更の届出をしなければなりません。

したがって、5年に1度は必ず変更届の提出が必要となるので、御注意ください。

（例 群馬県知事許可（般 - 29）第100号 群馬県知事許可（般 - 4）第100号）

2 届出の手続き方法等について

(1) 特例浄化槽工事業者届出の提出書類

様式は、群馬県ホームページからダウンロードしてください。

令和3年1月より申請書の様式が一部変更になりましたので、必ず新しい様式で申請してください。

	様式番号	書類の種類	備 考
届出書	第 1 1 号	特例浄化槽工事業者届出書	表面と裏面両方必要です
添 付 書 類		建設業許可通知書の写し	土木・建築・管工事のうち、いずれかの業種の許可が必要です
		浄化槽設備士免状の写し	営業所ごとに1名必要です 同一の者が複数の営業所の浄化槽設備士を兼務することも可能です。
	第 4 号	浄化槽設備士の調書	
		浄化槽設備士の住民票	届出日前3ヶ月以内のもの

- ※ 住民票については、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。
浄化槽設備士の住所やテレワークを行おうとする場所が、営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な場合については、当該浄化槽設備士の営業所への配置は認められません。

(2) 届出には手数料はかかりません。

(3) 紙申請による提出の場合

提出方法

窓口への持参又は郵送

窓口への持参、郵送のどちらの場合も、届出番号付与後に副本を届出者に返送するため、返信用封筒（あて名を記入し必要な金額の切手を貼付したもの）が必要です。

持参する場合は表紙記載の窓口受付時間内に来庁ください（予約不要）

提出部数（新規申請・更新申請・変更届共通）

正本1部（登記事項証明書、住民票は原本を添付してください）

副本1部（提出者の控えになるので、すべて写しで可）

計2部を提出してください。

提出先

群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室（群馬県庁2 1階南）

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

(4) WEBによる提出（電子申請）の場合

紙申請に代えてWEB上で届出書類の提出が可能となります。

WEBによる提出の詳細は以下の県のページをご覧ください。

【解体工事業登録・浄化槽工事業登録の申請書・届出書が電子提出できるようになりました。】<https://www.pref.gunma.jp/page/691563.html>

(5) 代理人による届出を行う場合

代理申請を業として行うことは、行政書士に限られています。

3 変更届等について

(1) 変更届

特例浄化槽工事業者としての届出を行った後、次表に掲げる事項に変更の生じた場合には、遅滞なく同表に掲げる区分に従って必要な書類を添付して、特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書（様式第12号）を都道府県知事に提出しなければなりません（法第33条第3項、令第12条）。

法人	個人	変更事項	添付書類
		氏名、名称又は住所	なし
		名称又は住所	なし
		代表者の氏名	なし
		建設業法に基づき許可を受けた業種、許可番号、許可年月日 1	建設業許可通知書の写し
		浄化槽工事業を営む営業所の名称又は所在地	なし
		営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の (1)浄化槽設備士免状の写し 又は浄化槽設備士証の写し (2)浄化槽設備士の調書 (様式第4号) (3)住民票の抄本 又はこれに代わる書面 2

1 建設業の許可は、5年ごとに更新が必要です。この更新を受けると許可番号が必ず変更になるので、変更届の提出が必要となります。

少なくとも5年に1度は、変更届の提出が必要となるので、御注意ください。

2 住民票については、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。

(2) 廃止の届出

特例浄化槽工事業者が浄化槽工事業を廃止した場合、浄化槽工事業を開始したことを届け出ている都道府県知事に対し、遅滞なく、廃止した旨を届け出なければなりません。

群馬県知事への廃止の届出に当たっては、別添の「特例浄化槽工事業者廃止届出書」により行ってください。

(3) 建設業許可のうち、「土木工事業」、「建築工事業」、「管工事業」のいずれの許可も有しなくなったときの手続

上記(2)の廃止の届出をしていただく必要があります。廃止の届出後、浄化槽工事業を営もうとする場合は、新たに浄化槽工事業登録を受ける必要があります。

(4) 個人事業主として届出をしていた者が法人を設立した場合の手続

個人事業主として届出をしていた特例浄化槽工事業者が、法人（株、有等）を設立し、引き続き特例浄化槽工事業者になるためには、法人として新たに建設業法に基づく許可申請をし、その許可を受けた後、特例浄化槽工事業者届出書（様式第11号）を浄化槽工事

業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければなりません。

(5) 各種変更届出等の提出方法

特例浄化槽工事業者届出の提出と同様に、窓口への持参や郵送による紙申請又はWEBによる提出をお選びいただけます。（廃止の届出についてはWEBによる提出には対応していません。）「2 届出の手続き方法等について」の（3）及び（4）をご覧ください。

なお、変更届及び廃止の届出を窓口へ持参いただく場合、必要な書類が揃っていれば、その場で副本をお渡ししますので、返信用封筒は不要です。

4 届出後の特例浄化槽工事業者の責務について

(1) 標識の掲示

届出後、特例浄化槽工事業者は、浄化槽法に基づき、営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、標識（様式第9号）を掲げなければなりません。

標識（様式第9号）

35センチメートル以上	
浄化槽工事業者届出済票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
届出番号	知事（届　　）第　　号
届出年月日	年　　月　　日
浄化槽設備士の氏名	

25センチメートル以上

（備考）

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

(2) 帳簿の備付け

浄化槽工事業者は、浄化槽法に基づき、浄化槽工事ごとに帳簿（様式第10号）を備え、次の書類を添付しておかなければなりません。

〔帳簿の添付書類〕

- 処理方式及び処理能力を記載した書面
- 構造図
- 仕様書
- 処理工程図

(別紙)

特例浄化槽工事業者廃止届出書		
特例浄化槽工事業者を廃止しましたので、浄化槽法第33条第3項の規定により、以下のとおり届出をします。		
〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇		
届出者 (個人)		
(氏名又は名称)		
(法人の場合は代表者)		
(連絡先)		
群馬県知事 様		
本件(特例)浄化槽工事業者を廃止した旨	届出番号	群馬県知事(届 出 書 番 号)
	届出年月日	年 月 日
	フリガナ 氏名又は名称	
	届出年月日	年 月 日
	届出理由	

5 お問い合わせ先

群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室(群馬県庁2 1階南)

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

電話027-226-3520(直通)